

子育て支援ヘルパー派遣事業実施要綱第7条の
「同等のサービスを提供できる事業者」の要件等について

要綱第7条第1項

市長は、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 41 条第1項に規定する指定訪問介護事業者、同法第 42 条第1項第2号に規定する基準訪問介護該当事業者又はこれらと同等のサービスを提供できる事業者¹に事業を委託するものとする。

1 同等のサービスを提供できる事業者の条件

次の①から④の全てを満たす者

①市内又は本市に隣接する市町に事業所があり、市内へ派遣できるヘルパー(※)を有すること

(※)の条件は次の全てを満たす者

ア 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、介護福祉士、介護保険法施行令第3条第1項で定める者の資格を有する者であること。

イ 心身ともに健全であること。

ウ 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力や経験を有する者であること

②育児支援又は家事支援に1年以上の業務実績があること

③育児支援又は家事支援に関する研修を定期的実施していること

④静岡市契約規則を満たしている者

・第4条 一般競争入札(以下この節において「入札」という。)に参加しようとする者は、1 年以上引き続きその営業を行っている者でなければならない。ただし、財産の売払いにあつては、この限りでない。

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、別に入札参加者の資格を定めることができる。

・第6条の2 市長は、個々の入札の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するものを入札に参加させないことを条件として付すものとする。

(1) 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるもの

(2) 暴力団(静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの